

国立大学法人東京医科歯科大学における工事及び 設計・コンサルティング業務入札手続関連要項

平成16年4月1日
制 定

（趣旨）

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における施設整備事業に伴う、工事及び設計・コンサルティング業務の入札手続については、国立大学法人東京医科歯科大学会計規程（平成16年規程第3号）その他の規程・規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この要項の定めるところによる。

（条約の遵守）

第2条 本学は政府関係機関であることに鑑み、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）を遵守するものとする。

（閣議了解事項等の遵守）

第3条 前条を受け、公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について（平成6年閣議了解）を遵守すること、さらに「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針について（平成8年文教施設部長通知国施第27号）の規定を準用するものとする。

（一般競争入札方式の実施）

第4条 施設整備事業実施のための工事入札手続に係る本規程の運用においては、一般競争入札方式の拡大について（平成18年文教施設企画部長通知17文科施第351号）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「予算決算及び会計令」を「東京医科歯科大学会計規程等」、「支出負担行為担当官」を「経理責任者」と読替えるものとする。

（一般競争入札方式の手続）

第5条 前条の規定を実施するため、本要項の運用においては、一般競争入札方式の拡大に伴う手続について（平成18年文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知17施企第22号）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「予算決算及び会計令」を「東京医科歯科大学会計規程等」、また「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」をそれぞれ「経理責任者」と読替えるものとする。

（入札執行回数）

第6条 施設整備事業における入札執行回数については、文教施設整備事業における入札執行回数について（平成9年文教施設部指導課監理室長通知9施指第16号）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「予算決算及び会計令」を「東京医科歯科大学会計規程等」と読替えるものとする。

(一般競争参加者の資格)

第7条 施設整備事業実施のための一般競争参加資格については、一般競争参加者の資格(平成13年文部科学大臣決定)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「契約担当官等」を「経理責任者」、「会計法」及び「予算決算及び会計令」を「東京医科歯科大学会計規程等」とそれぞれ読替えるものとする。

(一般競争参加者の資格制限)

第8条 一般競争参加者の資格制限については、一般競争参加者の資格制限(平成13年文部科学大臣決定)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「予算決算及び会計令」を「東京医科歯科大学会計規程等」、「契約担当官等」を「経理責任者」と読替えるものとする。

(一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の点数」)

第9条 施設整備事業における一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の点数」については、一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の点数」について(平成7年文教施設部施設企画課契約情報室長通知7施指第18号)の規定を準用できるものとする。

この場合において、同規程中、「支出負担行為担当官」を「経理責任者」と読替えるものとする。

(建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱い)

第10条 建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱いについては、建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱い(平成21年文教施設企画部長通知20文科施第8019号)の規定を準用するものとする。

(指名競争参加者の資格)

第11条 指名競争参加者の資格については、指名競争参加者の資格(平成13年文部科学大臣決定)及び特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格(平成13年文部科学大臣決定)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「予算決算及び会計令」を「東京医科歯科大学会計規程等」、「契約担当官等」を「経理責任者」と読替えるものとする。

(指名基準)

第12条 指名基準については、指名基準(平成13年文部科学大臣決定)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「予算決算及び会計令」を「東京医科歯科大学会計規程等」、「契約担当官等」を「経理責任者」と読替えるものとする。

(契約保証金の額)

第13条 施設整備事業における一般競争入札の契約保証金の額については、一般競争入札対象工事における契約保証金について(平成13年文教施設部長通知13文科施第327号)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「東京医科歯科大学工事請負契約要項」と読替えるものとする。

(工事希望型競争入札)

第14条 工事希望型競争入札実施のための本要項の運用においては、工事希望型競争入札方式の実施について(平成18年文教施設企画部長通知17文科施第352号)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「支出負担行為担当官」を「経理責任者」、「会計法令」を「東京医科歯科大学会計規程等」と読替えるものとする。

(総合評価落札方式)

第15条 工事に関する入札に係る総合評価落札方式のための本要項の運用においては、総合評価落札方式の実施について(平成17年文教施設企画部長通知17文科施第13号)の規定を準用するものとする。

(総合評価落札方式の手続き)

第16条 前条の規定を実施するため、本要項の運用においては、総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて(平成18年文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知17施企第20号)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規定中、「支出負担行為担当官」を「経理責任者」と読替えるものとする。

(標準型プロポーザル方式の実施規程等の準用)

第17条 設計者選定のための標準型プロポーザルの実施に係る本要項の運用においては、標準型プロポーザル方式の実施について(平成11年文教施設部長通知文施指第173号)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中「契約担当官等」を「経理責任者」、「建設コンサルタント選定委員会」を「競争参加資格等審査委員会」と読替えるものとする。

(公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の実施規程等の準用)

第18条 設計者選定のための公募型及び簡易公募型プロポーザルの実施に係る本要項の運用においては、公募型及び簡易公募型プロポーザルの実施について(平成11年文教施設部長通知文施指第174号)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「契約担当官等」を「経理責任者」、「建設コンサルタント選定委員会」を「競争参加資格等審査委員会」と読替えるものとする。

(プロポーザル方式の手続)

第19条 プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続については、プロポーザル方式の手続について(平成11年文教施設部指導課監理室長通知11施指第20号)の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「契約担当官等」を「経理責任者」、「建設コンサルタント選定委員会」を「競争参加資格等審査委員会」と読替えるものとする。

(共同企業体等の取扱い)

第20条 共同企業体等の取扱いについては、共同企業体等の取扱いについて(平成14年文教施設部長会計課長通知14文科施第252号)及び「共同企業体等

の取扱いについて」の事務処理について（平成19年契約情報室長通知18施企第63号）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「予算決算及び会計令」を「東京医科歯科大学会計規程等」、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「東京医科歯科大学工事請負契約要項」並びに「支出負担行為担当官」を「経理責任者」と読替えるものとする。

（共同企業体に係る同種工事経験等の取扱い）

第21条 競争入札における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについては、一般競争入札方式等における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについて（平成14年文教施設部施設企画課監理室長通知13施企第42号）の規定を準用するものとする。

（新たな入札方式への対応）

第22条 今後の政策・施策の変化により経理責任者が必要と認めた場合は、新たな入札方式を導入・採用できるものとする。

（競争参加資格等審査委員会の設置）

第23条 施設整備事業実施のための競争参加資格等の審査に係る競争参加資格等審査委員会の設置については別に定める。

（入札監視委員会の設置）

第24条 施設整備事業実施のための入札監視等に係る入札監視委員会については、別に定める。

（苦情処理の手続）

第25条 入札・契約の過程に係る苦情処理の手続については、工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について（平成18年文教施設企画部長通知18文科施第185号）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「支出負担行為担当官」を「経理責任者」と読替えるものとする。

（指名停止等の取扱い）

第26条 工事及び設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の措置要領については、建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について（平成18年文教施設企画部長通知17文科施第345号）の規定を準用するものとする。

この場合において、同規程中、「支出負担行為担当官」を「経理責任者」と読替えるものとする。

2 前項の規定により、文部科学省が指名停止措置を行った場合は、本学の経理責任者が同様の措置を行ったものとみなす。ただし、本学の経理責任者が行った指名停止措置に起因する文部科学省が行った指名停止措置を除く。

(情報公開)

第27条 入札結果等の公表については、工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について（平成13年文教施設企画部長通知13文科施第5号）、工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について（平成19年文教施設企画部長会計課長通知19文科施第223号）及び設計・コンサルティング業務における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について（平成19年文教施設企画部長会計課長通知19文科施第224号）の規定を準用するものとする。この場合、文部科学省文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室ホームページ文教施設工事調達情報を利用することができるものとする。

この場合において、同規程中、「会計法」及び「予算決算及び会計令」をそれぞれ「東京医科歯科大学会計規程等」、「契約担当官等」を「経理責任者」と読替えるものとする。

(電子入札方式の実施)

第28条 東京医科歯科大学において電子入札を実施しようとする場合、文部科学省電子入札システムを利用する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月8日制定）

この要項は、平成26年4月8日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和元年10月7日制定）

- 1 この要項は、令和元年10月7日から施行し、令和元年10月1日から適用する。
- 2 国立大学法人東京医科歯科大学建設工事競争契約参加資格審査要項（平成16年制定）、国立大学法人東京医科歯科大学における建設等工事発注情報公表要項（平成16年制定）、国立大学法人東京医科歯科大学設計・コンサルティング資格業者登録要項（平成16年制定）及び国立大学法人東京医科歯科大学施設等設計業務プロポーザル実施要項（平成16年制定）は廃止する。